

平成23年(ワ)第34419号 慰謝料請求事件
原告
被告 東京電力株式会社

平成25年12月9日

東京地方裁判所民事第25部甲1B係 御中

原告訴訟代理人
弁護士 紀藤正樹

外8名

証拠説明書 (7)

甲号証	証拠の標目 (原本と写しの別)	日付	作成者	立証趣旨	
42	細野大臣記者 会見録	写し	2012.8.28 (プリントアウトは 2013.12.8)	環境省 (インターネット上の環境 省のサイト http://www.env.go.jp 内に掲 載された会見 録を、原告がプ リントアウト したもの。	政府・国が、被告につ いて「実質的には国有化 された」としている事実。
43	「東電国有化 が完了 賠償 機構、1兆円 出資」と題す るニュース記 事	写し	2012.7.31 (プリントア ウトは 2013.12.8)	日本経済新聞	国民・メディアの認識 も、被告が「実質国有化」 されたと認識している事 実。
44	「株式に関す るご質問」と 題する文書	写し	2013.4.30 (プリントア ウトは 2013.12.8)	被告 (インターネット上の被告 のサイト http://www.tepco.co.jp 内に掲載	被告自身も、被告が作 成したインターネット上の 「よくあるご質問」ペ ージにおいて、「東京電 力が実質国有化されたこ とにより、既存の株式は

				された文書を原告がプリントアウトしたもの。)	無価値になるのですか。」との質問を記載し、「実質的に国有化」された会社であると自認している事実。
45	「原子力損害賠償支援機構からの資金の交付について」と題する文書	写し	2013. 11. 22	同上	被告の存立自体が、政府・国に依存し、被告が「実質国有化」されている事実。 すなわちこれまでに、原子力損害賠償補償契約に関する法律の規定による補償金として1200億円、国の原子力損害賠償支援機構の資金交付として3兆964億円の交付を受けていたのに加え、さらに2013年11月22日に1192億円の交付を受けた事実等。
46	「東日本大震災：福島第一原発事故 賠償資金1192億円を東電に交付」と題するインターネット上の新聞記事	写し	2013. 11. 23 (プリントアウトは2013. 12. 8)	毎日新聞社	甲45と同じ。東京電力が2013年11月22日までに、原子力損害賠償支援機構から合計3兆2,156万円の交付を受けた事実。
47	「放射線と被ばくの問題を考えるための副読本」と題する冊子	写し	2012. 6	福島大学 環境計画研究所 (監修、福島大学 放射線副読本研究会)	福島大学が「低線量被曝による健康への影響について」、原子力の推進側に偏った「偏重した教育や広報により国民の公正な判断力を低下させるような、いわば“減思力”を防ぐ」ために「学問に携わる者」として、「副読本」を広く公開し配布している事実及びその内

					容等。
48	枝野幸男官房 長官記者発表	写し	2011. 3. 12 (プリントア ウトは 2013. 11. 17)	首相官邸 (インターネ ット上の首相 官邸ホームペ ージ http:// www.kantei.go .jp 内に掲載さ れた記事を、原 告がプリント アウトしたも の。)	被告が、福島第一原子 力発電所が実際には危機 的状况にあったにもかか わらず、1号機の爆発に ついてはその事実を適時 に公表せず、そのため政 府が、当時の枝野官房長 官が会見で「爆発的事象 」と述べるにとどまった事 実等。
49 の1	報告書	原本	2013. 12. 8	原告代理人弁 護士中森麻由 子	本件事故以前に被告が 吉村作治早稲田大学教授 (現在は名誉教授) を起 用するなどして、テレビ 放送していたコマーシャ ル映像2本の内容。 被告が国民に対し、原 子力発電所の「リスク」 を説明せず「安全」をこ とさら強調して「絶対安 全」であるかのような宣 伝を繰り返していた事実 等。
49 の2	「吉村作治プ ロフィール」 と題するイン ターネット上 の記事	写し	不詳 (プリント アウトは 2013. 12. 8)	吉村作治	甲49の1と同じ。 「吉村作治のエジプト びあ」と題する吉村作治 教授の公式ホームページ (http://www.egypt co.jp) に掲載された吉村 作治教授の経歴。
49 の3	「講演会 講 師プロフィール」の「吉村 作治」氏の紹 介ページ	写し	不詳 (プリント アウトは 2013. 12. 4)	株式会社オフ ィスブルース エット	甲49の1と同じ。 株式会社オフィスブル ースエットのインターネ ット上のサイト (http:// nbluesette.co.jp) 内に 掲載された吉村作治教授 の経歴。 「主な出演CM」とし て、同教授が、被告のコ

					マーシャルに出演した事実を自認している。
49 の4	東京電力テレビコマーシャルのDVD	写し	2011.3.11 以前	被告	甲49の1と同じ。 本件事故以前に被告が吉村作治早稲田大学教授（現在は名誉教授）を起用してテレビ放送していたコマーシャル映像2本の内容。同映像2本の内容を、原告がDVDにコピーしたもの。
50	現在事項全部 証明書	原本	2013.6.24	東京法務局渋谷出張所 登記官 石川和博	東京都渋谷区において原告が代表取締役としての事業を行っている事実等。